

相殺適状が与える両債権への影響について

——当然消滅主義から意思表示による相殺への変遷——

石垣茂光

| | | |
|---|--|---------------|
| | | 目次 |
| 一 | | 問題の所在 |
| 二 | | 相殺における意思表示の採用 |
| 1 | | ローマ法 |
| 2 | | 注釈学派以降 |
| 3 | | ドイツ普通法学説 |
| 4 | | BGBの立法過程 |
| 5 | | BGB制定後の議論状況 |
| 三 | | 結びにかえて |

一 問題の所在

民法五一二条により、相殺適状にある受働債権が複数存在し、自働債権がそれらすべてを消滅させるに足りない場合には弁済充当の規定が準用される。その結果、相殺する者がどの債権と相殺するかを指定することができるところになる（四八八条一項）。この指定権は自由に認められると一般的に解されているのに對し⁽¹⁾、我妻博士はこれを制限すべきであるとする。すなわち、「相殺者が全く自由に指定しうることが不公平な結果となりうること」があることから、「すでに相殺適状に達している両債権の一方について、後に弁済期が来るために相殺適状が後に生ずる債権との間の相殺をしても効力を生じない。従つて、相手方は、更に相殺をなすことによつて、それ以前の相殺適状を生じたときに消滅していることを主張することができる」とし、その理由として、不公平な結果を除去するためにドイツでは「すでに相殺適状に達した両債権が相殺によって清算されるものと考える当事者の期待は、他の当事者といえども侵害することをえない」としていることを挙げられる。⁽²⁾

さらに、相殺適状後に一方債権が譲渡され、その譲受人から譲渡債権の債務者に相殺がなされた後に、その債務者からすでに相殺適状にあったことをもつてして再び相殺がなされた場合に、判例が相殺の意思表示の先後を問題とし⁽³⁾、一般に学説も贊意を示しているのに対し⁽⁴⁾、我妻博士は「先に相殺適状を生じた債権をさしあいて後に弁済期の到来する債権について相殺することは許されない」として、相殺適状の先後を問題とする。⁽⁵⁾

このような我妻博士の見解は支持されるには至っていないが、その帰結を導かれる基本的な考え方は相殺適状の位置付けにあるように思われる。博士の主張が、相殺適状によつて相殺権が発生し、これは権利として認められる

ことになり、それゆえ侵害することはできず、これに反してなされた相殺に対しては異議を唱えることができるということであるならば、相殺適状によって期待権が発生するとともに、これにより両債権は拘束されるということになる。すなわち、相殺適状によつて両債権は影響を受けあい、しかもこれはかなり強力なものであつて、その時点で対立していた債権はすでに消滅したのと同様の扱いを受けることになる。これが我妻見解の基本的な出発点であると考えられる⁽⁷⁾。したがつて、問われるべきは相殺適状によつて両債権が影響を受けるのか、受けるとしてもいかなる影響かということになるはずである。ところが、博士自身、この相殺権の説明において、続けて、相殺権に含まれる期待権は現在のものにとどまらず、将来相殺によつて清算するという期待をも含むものであるとして、現在日本において争われている相殺の担保的機能について言及されているため⁽⁸⁾、先にあげた相殺充当の問題も、債権譲受人からのいわゆる逆相殺の問題も同じく相殺の期待権の問題として、すなわち担保的機能の問題と同列に考えられることになつてしまつたのである⁽⁹⁾。

しかしながら、相殺の担保的機能の問題と相殺適状による両債権への影響の問題とは分けて考えられるべき問題であると思われる。すなわち、担保的機能の問題は、対立する債権の一方に第三者が関与した場合に関与債権の債務者が相殺を主張することができるかどうか、できるとしてもその範囲如何という相殺の第三者効の問題であり、ここでは單なる二つの債権が——相殺適状になくとも——同一当事者間で対立していることから生ずるまさに期待が問題となる。これに対して、相殺適状による両債権への影響の問題は、相殺適状という事実をどのように評価するかという問題である。相殺適状は、相殺が一方当事者の意思表示によつてなされるにせよ、債権消滅という相殺の効果の発生時点であり、しかもその時点から利息は発生せず、保証人等の抗弁権を発生せしめるなどの効力を生ずるものである⁽¹⁰⁾。したがつて、相殺に当事者の意思表示を必要とすることとその効果の発生を相殺適状時とするこ

ととの関係如何という問題なのである。仮にこれを期待権と称しても、それは将来相殺しうるという期待ではなく、相殺適状によつて今まさに相殺することができるのであるから、相殺がなされたことへの期待、すなわち債権がすでに消滅したという期待ということになり、その点においても異なる問題である。

ところが、このような相殺適状による両債権への影響については今まで十分に認識され、議論されてきたとはいえないようである。⁽¹²⁾しかし、最近になってこの点に検討を加えるきっかけを与える判例が現れた。すなわち、相殺適状後に一方債権につき差押・転付命令がなされ、その転付債権者から第三債務者に対して相殺の意思表示があつた後、第三債務者から差押債務者に対する債権を自働債権とする相殺の意思表示がなされた事案につき、最高裁は先に意思表示した転付債権者からする相殺を認めたのである。⁽¹³⁾その論拠としては、相殺適状が一方債権の相殺によって消失した以上もはや相殺することはできないとすることと、第三債務者の相殺に対する期待は転付債権者の有する相殺の権能までをも妨げるものではないということであった。学説も一般にこの問題を「従来から議論されている差押えと相殺との関係についての発展的問題」⁽¹⁴⁾として把えており、相殺の担保的機能の問題の一環へと収斂されていくようである。⁽¹⁵⁾しかし、すでに述べたように、この問題は逆相殺が可能かどうかといふこと、すなわち、相殺適状が両債権に何らかの影響を与えるかどうかという観点からも検討されるべき問題であると考えられるのである。そうして、この点、判例が相殺適状を全く問題とせず、相殺の意思表示の先後関係からのみ判断していることからすれば、相殺適状によつて両債権は全く影響を受けないということを前提としているようであるが、その基礎はどこにあるのであろうか。なるほど、日本民法は、相殺を行うためには当事者の一方の意思表示を必要とした（五〇六条）。しかし、相殺を行うためには当事者の意思表示が必要であることと、相殺適状によつても両債権は全く影響を受けないということが論理必然的に結びつくものであろうか。

周知の通り、ローマ法においては「*ipso jure compensatur*」なる法格諺があり、この解釈をめぐって古くは注釈学派から対立が生じていて、立法例としては、相殺適状によって両債権はなんら人の行為なしに当然に消滅するというフランス法系の立場と、相殺の意思表示をまつてはじめて相殺が行われるとするドイツ法系の立場に二分される。しかし、ドイツにおいても初めから相殺の意思表示を必要としていたのではなく、当初はフランス法と同様に、相殺適状によつて当然消滅するものと考えられていたのを後に修正したものである⁽¹⁶⁾。そこで、このような当然消滅主義から当事者の意思表示による相殺へと修正することによつて相殺適状の意味がどのように変化したのかを探ることは、日本法にも示唆を与えるものと考えられる。

本稿では、さしあたつて、その修正が行われたドイツ後期普通法学説の展開を跡付け、相殺適状の意味がいかなる変容をとげてきたかを探ることにする。

注

- (1) 梅謙次郎『民法要義卷之三債権編(復刻版)』(一九八四年、有斐閣)三四六頁、石坂音四郎『日本民法債権編第五卷』(一九一六年、岩波書店)一六一〇頁、など。ただし、我妻博士の見解が主張されるまでとくに自覚的に問題視されていなかったとはいえないようである(奥田昌道『債権総論(増補版)』(一九九一年、悠々社)五九五頁)。なお、好美清光「銀行取引と相殺」加藤一郎ほか編『銀行取引法講座(中巻)』(一九七七年、金融財政事情研究会)二六八頁以下は、相殺の担保的機能(とくに銀行が行う相殺について)から問題提起をおこなつている。
- (2) 我妻栄『新訂債権総論』(一九六四年、岩波書店)三四六頁以下。
- (3) 大判大正四年四月一日民録二一輯四一八頁。
- (4) 石坂・前掲注(1)一六二二頁以下、疊文藝「批判」京都法学会雑誌一二巻六号(一九一七年)八五〇頁、柚木馨・高木多喜男『判例債権法総論(補訂版)』(一九七一年、有斐閣)五一七頁、林良平・石田喜久夫・高木多喜男『債権総論』(一九七八年、青林書院新社)三二四頁、など。

(5) 我妻・前掲注（2）三五一页。

(6) 相殺充當に關して我妻説と同旨のものゝては、磯村哲編『注釈民法（12）』（一九七〇年、有斐閣）四五八頁〔中井美雄〕、船越隆司「判批」判註一八〇号（判時一〇三七号）（一九八二年）一六九頁、奥田・前掲注（1）五九五頁、など。

債権譲受人からする相殺に關して我妻説と同旨のものゝては、鳩山秀夫「債権譲渡ノ通知ト譲受人及ビ債務者ノ相殺」法協三六卷一号（一九一八年）一〇三頁以下、同『増補改訂日本債権法（總論）』（一九二七年、岩波書店）三五九頁、西村信雄編『注釈民法（11）』（一九六五年、有斐閣）三九八頁〔明石三郎〕、など。

(7) 我妻博士が自説の論拠として引用されるOertmannは、後述するよろに、相殺適状によつて両債権が影響を受け、しかるの相殺適状によつて生ずる相殺権は抗弁権と比肩し得るものであるとの基本認識を出発点として、相殺充當は相殺適状の順序によってある（Oertmann,P., Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuche und seinen Nebengesetz, II.Buch, Recht der Schuldverhältnisse, 3. und vierte umgearb. Aufl., Berlin 1910, S.288f.）。

れども、ders, Die rechtliche Natur der Aufrechnung, AcP13 (1915), S.398 やび、相殺による利益を蒙る

債務者がわざわざ弁済充當を以ての利益を受けるのは妥当でないことを理由とする。

(8) 我妻・前掲注（2）三一九頁以下。いのうな我妻見解と同様に、相殺適状が両債権に与える影響と一方債権の譲渡・差押の場合に一定の要件のありに相殺を主張するなどがやであることを併せて「期待保護」として論ずる著は、Gernhuber,J., Die Erfüllung und ihre Surrogate sowie das Erlöschen der Schuldverhältnisse aus anderen Gründen, Tübingen 1983, S.259ff.がある。

(9) したがつて、相殺充當に關する我妻説についての説明がこの意味での期待権からのだれ（例えば、河野正憲「判批」北九州大学法政論集八卷一号（一九八〇年）三八一頁以下）、そして我妻説に対する批判として、相殺の期待と充當問題は結びつかないという点が挙げられるに至る（例えば、能見善久「判批」法協九七卷一号（一九八〇年）一六七七頁、篠田省二「判解」法曹時報三五卷三号（一九八三年）六二〇頁、など）。しかし、「相殺の期待」を担保的機能について論ぜられてゐる意味でのみ把えるのではなく、相殺適状によつて生ずるところの期待権＝相殺権を侵害してはならぬい、すなわち両債権は相殺適状によつて影響を受けているとするのが我妻博士の主張であると考えるならば、この批判はあたらないのでなかろうか。

- (10) 主たる債務者が債権者に対して反対債権を有していた場合、保証人はその反対債権をもって相殺することができる（四五七条二項）。しかし、この効果については争われており、保証人に反対債権の処分権を与えた特則であると理解する立場（柚木＝高木・前掲注（4）五九七頁、於保不二雄『債権総論』〔新版〕（一九七二年、有斐閣）二七一頁、林＝石田＝高木・前掲注（4）四〇三頁、など）と、単に債権者からの弁済請求を拒絶する抗弁権を有するにすぎないとする立場（我妻・前掲注（2）四八三頁、奥田・前掲注（1）三九八頁、潮見佳男『債権総論』（一九九四年、信山社）二七八頁、など）が拮抗している。ドイツ法においては、取消権と並んで、保証人に履行拒絶権のみを認めていた（七七〇条二項）。
- (11) さらに、消滅時効完成前に相殺適状にあった債権は、時効完成後といえども自働債権として相殺に供することができるということも（五〇八条）、相殺適状が両債権に与える影響から説明される問題であると考えられる（ドイツ法に関しては、後述二五参照）。しかし、これはさらに、自然債務を相殺に供得るかといった他の問題とも関連するものであり、別の考慮を必要とする。したがって、本稿ではとくにこの問題に深入りすることはしない。
- (12) 古くは石坂博士が論及されており（石坂・前掲注（1）一五八九頁以下）、最近では、相殺の遡及効の問題についてドイツにおける判例学説の分析を通してこの問題に論及されている、小杉茂雄「相殺の遡及効についての一考察」判タ五二九号（一九八四年）四頁以下がある。なお、この点について立法段階では意識されていなかつたようである。すなわち、当然消滅主義では様々な不便が生ずるし、これは中世ローマ法の誤解に基づくものであることを理由として相殺に意思表示を必要としたことと、遡及効を認めたのは相殺適状時点からの利息の発生を止めるなどして、「債務ト言フモノヲ奇麗ニ消シテ仕舞ヒタイ」からであるとする穂積委員からの説明に対しても、機部委員から、その遡及効を認めることは、相殺適状によって相殺は行われているが、その効果は意思表示によって生ずるという見方になってしまふし、また相殺適状後に利息を支払っている場合にはこの遡及効によって利息を返還しなければならないなどの繁雑さが生じてしまうから、遡及効を認めないと、相殺の効果は意思表示をした時点から生ずるとすべきであるとの提案がなされた。これに対して、穂積委員からは、相殺適状によって相殺権が発生するのみで、これは行使されなければ効果は生じない、したがって、相殺適状後に利息を支払つていれば相殺権の放棄と見られるとして、遡及効を認めないとする提案については「何ウモ実際ガ往クマイト思イマス」と述べるにすぎない。富井委員は、当然消滅主義と相殺に意思表示を必要とする主義とはほとんど違ひがなく、唯一違う点は意思表示主義によるとその意思表示を行う時点で相殺適状になればならないということにすぎ

ないとする。梅委員は、相殺の意思表示から効果が生ずるとすると、その間に自己の債権に基づいて利息だけは請求しておきながら、自己の債務を請求されると相殺を主張することによって、悪質い者が利を収めるという不公平な結果になってしまうとする。このように、起草委員三名の見解が分かれたことになったが、意見統一されることもなく、しかも相殺適状から相殺の意思表示までの間の関係が、もっぱらその間に支払われた利息についてのみ議論され、最終的には原案通り採択されることになった（法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書3 法典調査会民法議事録』三）（一九八四年、商事法務研究会）五七二頁以下）。

(13) 最判昭和五四年七月一〇日民集三三巻五号五三三頁。なお、より正確にいうと、事案は次の通りである。Y（転付債権者）はBを受取人として約束手形を振り出し、第三債務者であるX（信用金庫）が第二裏書人Aから右手形の裏書譲渡を受けた。そこでXからYに対し手形金支払請求がなされたところ、YはすでにAに売掛代金債権を有しており、一次的にはこれを被保全債権とし、AがXに対して有する預金債権を代位行使して、AがXに負っている手形債務と相殺する、次的には、右預金債権につき差押・転付命令を取得したことにより、転付債権とYが負っている手形債務とを相殺すると主張した。これに対しXは、信用金庫取引約定書に基づきAに対する差押時点ではAは期限の利益を喪失し、Aに対する手形貸付債権と右預金債権は相殺適状になり、これを受けて相殺の意思表示をしたところ、Aの所在不明により右意思表示は到達しなかつたが、右約定書に基づいて通常到達すべき時に到達したものとみなすことができ（いわゆる「みなす送達」）、さらにはYからの相殺の意思表示の後ではあるが、公示の方法（九七条の二）により右相殺の意思表示を行つたとし、Yの主張する預金債権はすでに消滅していると争つたものである。

したがって、ここでは他に「みなす送達」の対外効、および転付債権者からする債権者代位による相殺権行使が問題となつたが、これらの点についてはここでは立ち入らない（みなす送達に関しては、有力な反対説があるものの、一般的にその对外効は否定されている。田中誠二『新版銀行取引法〔再全訂版〕』（一九七九年、経済法令研究会）三一〇頁、鈴木禄弥編『新版注釈民法（17）』（一九九三年、有斐閣）四五四頁〔中馬義直〕、池田真朗「相殺の意思表示と銀行取引約定書の『みなす到達』特約」シリハ〇三号（一九八三年）九五頁、など）。

また本判決に関連しては、相殺権を行使できる者の範囲も問題となる可能性がある。すなわち、たんなる差押権者は相殺をできることができるのか、仮にできないとしても取立権を付与されたらどうなるか、あるいは質権者が第三債務者に対

する債務と相殺であるのかどうかなどが問題となる。この点は、いわば古く相殺権者を認めておられる（Kohlhöfer, H., *Drittaufrechnung und Aufrechnung in Treuhandfällen*, FS. f. Luke, Köln • Berlin • Bonn • München 1989, S.721ff. 参照）。

「やがて」と、本判决と前掲大正四年判决によつて、判例としては、債権譲受人からであれ、転付債権者からであれ、相殺の意思表示を先に行つた者が優先するとの考え方にはほぼ固まつたようである（堀内仁「最高裁昭和五四年七月一〇日判决と実務上の留意点」金法九一一号（一九七九年）六頁。なお、奈良次郎「判批」金法九二八号（一九八〇年）一頁参照）。また、相殺充當の問題については、最判昭和五六年七月一日民集三五卷五号八八一頁が、相殺適状を生じた順に充当されると判示したことにより、この解決基準は相殺独特の解決基準を宣明したものとみるべきであるとの立論（船越・前掲注（6）一六九頁）をも結果的に否定したことになる。

(14) 伊藤進「順相殺と受働債権の転付債権者からの逆相殺の優劣」シリ増刊「担保法の判例II」（一九九四年）一九一頁以下。しかし、このように第三債務者の相殺に対する期待をどうまで保護するか、転付債権者が新たに取得した相殺の期待利益をどうまで保護されるかといった利益衡量の問題に還元されるとすると、いわゆる「差押と相殺」の問題で生じた制限説と無制限説の対立のように、いずれも決め手に欠くという状態が予想されることになる。

(15) 逆相殺に関する学説の状況を簡単に一瞥すると、判例と同様に相殺適状の先後を問わず相殺の意思表示を先に行つた者が優先するという意思表示先後説（能見・前掲注（9）一六七九頁、河野・前掲注（9）三八五頁、伊藤進「判批」昭和五四年度重判解（シリ七一八号）（一九八〇年）八三頁など）、相殺適状の先後で優劣を決するとする相殺適状先後説（加藤一郎「差押と相殺」法学教室一八号（一九八三年）八四頁、堀内・前掲注（12）六頁、石井眞司「判例による銀行の相殺権保障とその例外」判タ四一一号（一九八〇年）五一頁、清水誠「相殺の担保的機能・再々論」幾代通先生献呈論集『財産法学の新展開』（一九九三年、有斐閣）三四四頁など。）、債権対立時点の差押・転付命令の先後関係で決するとする債権対立時説（鈴木正和「逆相殺後の順相殺の効力」手研二七三号（一九七八年）四〇頁）、さらに債権対立時説によりながらも債務者・第三債務者間の債権に密接な牽連性がある場合にのみ第三債務者の相殺権を保護する考え方（福永有利「判批」民商八一卷五号（一九八〇年）六七五頁）がある。

(16) Coing, H., *Europäisches Privatrecht*, Bd. II., 19. Jahrhundert, Überblick über die Entwicklung des Privatrechts in dem ehemals gemeinrechtlichen Ländern, München 1989, S.45ff.

II 相殺における意思表示の採用

ルイッスにおいて相殺に債務者の意思表示が必要であるか否だのは、後期普通法学説以来のいいところ。それは以前はいいであったのか。その歴的経過について簡単にみていくことにする。相殺は当事者の何らの行為なしに生ずるとするか、当事者の一方の意思表示を必要とするかという現在における大きな二つの対立は、じつに19世紀の注釈学派にまで遡るものであり、しかもその争いはローマ法における法格諺「ipso iure compensatur」（法上当然に相殺される）をどのように理解するかにかかるところである。なお、ヘルツラーは法における相殺の沿革については不明な部分が多く、また争いもある。⁽¹⁷⁾ やりや、本稿では、あくあたゞDernburgに藉りてその考察を進めてみたいとする。

(17) 須松參太郎「相殺論」*私外譲叢*1巻11号（一九〇四年）111頁以下。坂・前掲注（一）141頁、たゞ。

(18) Dernburg H., Geschichte und Theorie der Compensation nach römischem und neuem Rechte mit besonderer Rücksicht auf die preußische und französische Gesetzgebung, 2.umgearb. Aufl., Heidelberg 1868.

債権・債務が独立していく、たとえ同一当事者間で互いに相手方に対する債権を有していたとしても、それぞれの債権の実現が重要なのであった。それゆえ債務内容を現実に履行することによってはじめて債務者は債務から解放されたのであった。⁽²⁰⁾ところが、紀元前五世紀頃には、商取引が活発になつたこと、および一方債権のみが実現されることの危険性を回避し、双方の満足をもたらす必要性が生じたことなどから、双方の取決めによって兩債務を消滅させるということ、すなわち合意相殺が行われ始めた。しかし、依然として債権の独立性が維持されていたため、これを行うためには二つの独立した行為（いわば双方的債務免除）によってそれぞれの債権を消滅させることが必要であった。そのため、一方がこれを拒絶すると法的にこれを強制する手段はなかつた。結局、legis action（法律訴訟）の時代には兩債務の消滅という結果をもたらすことを強制することはできず、これは当事者の意思に委ねられていたのである。⁽²¹⁾

(2) 貨幣經濟の発生・展開によつて、紀元前二世紀頃には、銀行業者 (argentarius) が現金取引の大部分を扱うことになり、通常、商人が支払をなすときはこの銀行業者に指示し、これに基づいて銀行業者が直接支払をなすということが行われた。したがつて、商人は初めから銀行業者に口座を開設し、金員を預託しておくことになる。そして、同一銀行業者の顧客同士で取引がなされた場合には、互いに現実に支払をすることなく、銀行業者のそれぞれの帳簿に貸方借方を記帳するという簡便の方法が採られることになった。

このようにして、銀行業者が果たす商取引での役割が重要さを増していくにもかかわらず、ローマ人は、自己の貴族意識から銀行業者を蔑視し、その利益を公に認めよとはせず、さらにはこの者のローマに対する忠誠心を疑っていたので、何らかの規制を要求した。そこで法務官は布告をもつて銀行業者の帳簿開示を義務づけ、さらに

は銀行業者が提起する訴訟に関しても、この者が自己の債権に基づき顧客を訴える場合には差引をした残額のみに限られるとする特別の訴え、すなわち銀行業者の援用する訴權 (*actio qua argentarius exercitur*) といふものを持ち立てた⁽²²⁾。この場合の法的構成としては、銀行業者が顧客から受領した寄託物と、顧客の指示により支出したものと同一の帳簿に記帳することによって、個々の勘定項目は独立性を失い、記帳により当然に差引計算され、残額のみが独立性を有することになるとするものである。つまり、ローマの銀行業者は現代における交互計算を行うよう要求されたのであった⁽²³⁾。これは、結局、一方的な相殺行為ではなく、銀行業者と顧客との関係の明確化にすぎないことになる⁽²⁴⁾。したがって、訴えられた顧客が反対債権を主張するといふことは、それを帳簿に記載するよう求め、あるいは銀行業者が反対債権の存在を知っているといふとの主張であつて、そもそも請求債権が基礎づけられていないといふことの主張なのであった。

銀行業者が行うこのような差引は、顧客の有する反対債権が取引関係から生じたものであることを要件とされてはいたが（さもなければ、銀行はこのような反対債権の存在を知りえない）、その取引が同一取引であることは必要とされていなかつた⁽²⁵⁾。また、銀行業者がこののような差引をせずに訴求すると、いわゆる過多請求 (*plus petitio*) として請求全額につき棄却され、さらには銀行業者の信用がこれにより失墜し、ひいては営業許可の取消、あるいは罰則が科されることもあつた⁽²⁶⁾。

(22) Dernburgによれば、銀行業者が訴訟を提起する場合に差引するよう強制されたといふことが破産の場合にも押し進められたことになつた。古くは破産者の死亡・逃亡の場合に破産債権者は破産者の有する債権を自由に取り立てることができたのであるが、その後、破産法の史的発展とともに、破産財産の売却・買受制度が取り

入れられ、その買受人がその財産の承継者として破産者が有していた未回収金を取り立てる権利を有する」とになつた。すなわち、このような破産者の財産の買受人 (bonorum emptor) は、破産者の債務を一定の割合で支払う義務を引き受けると同時に、破産者の債権全額を取得したのである。そして、この買受人が取得した権利に基づき破産者の債務者に訴求した場合、その債務者は破産者に対する債権をもつて差引する」とが認められたのである。⁽²⁵⁾ 債務者の有する債権は訴求債権と目的が同一である必要はなく、異種のものであつても、かれには非金銭債権であつても審判人はそれを金銭評価してからのち差引しなければならなかつた。⁽²⁶⁾

(4) これらの11つの場合を除き、誠意訴訟 (bonae fidei judicia) となると、当初は相殺が認められなかつた。ローマ人の考え方からすれば、反対債権に審判人が干渉する」とは疑わしいものとされていたからである。すなわち、当時の審判人は私人であつて、この者が判断するためには両当事者の承認が必要であり、しかも有罪・無罪の判断をくだす権限は法務官によって与えられたものである」とからすれば、被告の一方的な申立による反対債権を審理し、相殺に供することは彼にすぎたるものであること、原告の主張する債権は判決がひとたびくだされると永久に再訴不可能であるのに対し、被告の主張する反対債権は、これに基づいて再び訴えを提起し、判決に持ち込むことが可能だつたといふこと（この場合、判決されたものの抗弁 (exceptio rei judicatae) を主張されるおそれはなかつた）が、相殺を認める」とを困難なものとしていた。⁽²⁷⁾

これに対して、実務においては、被告は対立債権を差し引きして残額がある限りにおいてのみ給付すれば足りると考え、また審判人は反対債権についても判断をくだす権限を有しているとみることが異論なく承認される」とになつた。そこで法務官もこれを認め、紀元前後には、公平に合致させるため、審判人は同一契約に基づく (ex ea-

dem causa) 反対債権との差引を義務づけられるという考え方が確立するに至った⁽³²⁾。しかし、このことは現在考えられないように被告が相殺権を有しないこととは違つたものであり、原告の権利が制限されるという意味にすぎない⁽³³⁾。すなわち、公平に合致するとのみが考えられていたにすぎないのである⁽³⁴⁾。

(5) 厳正訴訟 (strictum judicium) においては、紀元前一世紀頃に悪意の抗弁が広く認められ、これに基づいて相殺も認められるようになったのであるが、それが明確化されたのは紀元後一世紀の神皇Marcus Aureliusによるところである⁽³⁵⁾。それと同時に「同一原因に基づく反対債権」という要件が取り除かることになった。厳格法上の債務は片務契約であり、反対債権が存在しないからである⁽³⁶⁾。ところで、厳正訴訟においては訴求債権の減額なし条件付き有責判決というものが認められていなかつたため、中間判決をもつて原告に訴額を縮減するよう求められた。これにより差引された残額をもつてあらためて原告は訴求しなければならないことになり、相殺が行われたのと同じ結果をもたらすことになった。かりに原告が中間判決を拒絶した場合には訴えは棄却された。つまり、被告の有責判決の条件として原告の中間判決の受け入れが考えられたのであった⁽³⁷⁾。

(6) 小括

ローマ法における相殺の展開はあるゆる訴訟形態に相殺を認めようとする試みであった。そして、その際、「ipso jure compensari」すなわち、対立する債権は ipso jure に相殺される、相殺は ipso jure に生ずるが再三強調された。この法理は、それ以前にも述べてきたものであるが、Justinian が一般原則として公表したものであるところである。すなわち、彼は、同一当事者間で債権が対立し、その目的が同種であり、両債権とも弁済期

が到来しており、やがて両債権とも明白であることを要件として一般的に相殺を肯定した。これによりあらゆる論証に相殺が認められることになったのである。⁽³⁸⁾しかも、そのような要件が満たされていれば裁判官は差し引かざることを義務づけられたのである。すなわち、当初は裁判官の自由裁量によって認められた相殺も、後には必ず行われなければならないのがわかれ、⁽³⁹⁾この意味において*ipso jure*が用いられたのである。

- (19) ヨーロッパにおける固有名詞の表記法については、マックス・カーチャー著・柴田光蔵訳『ヨーロッパ私法概説』（一九七九年、創文社）、柴田光蔵『法律ラテン語辞典』（一九八五年、日本評論社）によった。
- (20) 古へば、債務者の弁済による單なる事実によって債務は消滅するゝことがなかつた。有効な債務を発生させるために当事者の意思のほかに形式も要求されたと同じように、債務の消滅にも弁済という事実のほかに義務からの解放を意味する形式が必要であったのである（Sohn,R./Mittelis,L./Wenger,L., *Institutionen, Geschichte und System des römischen Privatrechts*, 17.Aufl., Berlin 1949, S.47ff.）。
- (21) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.15ff.
- (22) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.22ff.
- (23) Sohn/Mittelis/Wenger, a.a.O.(Fn20), S.491.ただし、前田庸「交互計算の担保的機能について——交互計算残高に対する差異の可処分性について」法協七八巻六号（一九六二年）六三二頁以下は、そもそも法律的制度としての交互計算には、定期的あるいは継続的に生ずる継続的の取引関係と個々の債権の内部的関連（不可分の原則）の承認が必要であるとする。この制度は古由イタリアの慣習法から発生したとされる。
- (24) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.36.
- (25) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.30, 33.
- (26) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.39.
- (27) Sohn/Mittelis/Wenger, a.a.O.(Fn20), S.49ff.
- (28) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.40ff.

- (22) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.83f.
- (23) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.84ff., 88; v.Vangerow,K.A., Lehrbuch der Pandekten, III.Bd., 7.vermehrten und verbesserten Aufl., Marburg und Leipzig 1876, S.352.
- (24) Sohm/Mitteis/Wenger, a.a.O.(Fn20), S.490.
- (25) Weiss,E., Institutionen des römischen Privatrechts als Einführung in die Privatrechtsordnung der Gegenwart, 2.Aufl., Basel 1949, S.439.
- (26) Dernburg,H., Pandekten, II.Bd., Obligationenrecht, 2.verbesserte Aufl., Berlin 1889, S.169; Sohm/Mitteis/Wenger, a.a.O.(Fn20), S.493; v.Vangerow, a.a.O.(Fn30), S.352; Weiss, a.a.O.(Fn32), S.440.
- (27) Koch,C.F., Das Recht der Forderungen nach gemeinsam und nach preußischem Rechte, II.Bd., 2.vermehrte und neu bearb. Ausgabe, Berlin 1859, S.686f; Loyd,W.H., The development of Set-off, 64 Pa.L. Rev. 541, 542 (1916).
- (28) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.169ff., 179, 181.
- (29) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.282; Sohm/Mitteis/Wenger, a.a.O.(Fn20), S.495f.
- (30) Dernburg, a.a.O.(Fn33), S.170. 繪田幹一『譲與法規の歴史』(1941年、御波書店) 四七九頁。石坂・前掲注(一) 1411頁。丸一孝一著『民事・相続法』(19) 1111頁。

2 拍殺拠派公證

Dernburgは「11世紀に生じた拍殺拠派は、ipso jureとして既に現解が大約1100年分かれた⁽³¹⁾。それがいわゆる「公證の意味」であるとするべく、公證権が押殺するよりもむしろ公證した證明(Koexistenz)——すなはち、押殺過状から——を消滅し、それが人の行為など(sinc facto hominis)、いわゆる事前の公證た

しに法律により直接生ずるものとする。他方、形式的な意味においてとらえる考え方は、*ipso jure*とは「抗弁による」(ope exceptionis)に対比されるものであり、相殺は抗弁として主張しなくとも認められるという意味にすぎない、したがって相殺することが人の意思表示にからしめられているかどうかについてまで意味するものではないとする。

しかし、議論の中心は専ら前者に関するものであった。すなわち、*ipso jure*が実質的な意味をもち得るとしても、それが無条件に生ずるかどうかが争われることになったのである。あらゆる場合に無条件でこれが生ずるとするのがMartinus Gosiaである。彼によると、債権債務が同一人に帰すると混同によって人の行為なしに債権が消滅するように、相殺もこれと同様に、債務者が自己の債権者になった時点で債権が消滅することになるとする。これに対して制限的に解するのがAzoである。Azoは、Martinus同様、*ipso jure*を人の行為なしにという意味でみると考えていた、すなわち、相殺適状によって当然生ずる事件と考えていたにもかかわらず、このように行われるのは利息の相殺など、わずかな場合のみであって、それ以外の場合には一方当事者から相殺を主張することが必要であると考えたのである。このようなAzoの見解は多くの者に受け入れられたが、どのような場合に当事者の主張が必要なのかについてはまたしても見解が分かれることになった。

一方において、すべての場合にこの意思表示を必要とするとしたのはBartolusである。彼は*ipso jure*を裁判官の行為に対比するものとして理解し、相殺が裁判外の意思表示で十分効力を生ずるとしたのである。これは相殺が裁判官の判決によってではなく、債務者の意思表示によって効力を生ずるという考え方についでいる。他方、他の者は逆に相殺が絶対的に効力を生ずる場面を拡張した。例えば、Malumbraは、少なくとも法律行為に基づいて発生した債権に基づいて双方とも訴え提起した場合には人の行為なしに当然消滅するが、他の場合には当事者

の意思表示が必要であるとした。Matarellusは、惡意や過失によって生じた債権、あるいは利息に関するては当然消滅するが、他に裁判官による相殺と一方当事者による相殺の二種類があるとする。そして、この見解が大きな支持をあつめることになったのである。⁽³⁸⁾

このような注釈学派および注解学派と称される人々の争いも一六世紀に入ると様相が一変する」とになる。すなわち、Tyndarusが相殺は人の行為を絶対に必要としない、裁判官は何らかの方法で反対債権を知り得ると考えられるが、当事者の申立がなくとも裁判官は相殺をしなければならないとして、Martinusの見解を再度評価し、Matarellusの見解を徹底的に批判したのである。この見解に復古学派の代表者の一人と目されるCujaciusも同調したため、これ以来Martinusの見解がローマ法の正当な理解として通説化し、実務においても受け入れられる」とはないたのである⁽³⁹⁾。

- (38) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.283ff.
- (39) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.285f.
- (40) 齋藤純一 著『姫川史』（一九七六年、東京大学出版会）一八五頁〔三口俊夫〕。
- (41) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.286f.

3 ニューハーモニカ法概説

やがてや中世に至るまでのゲルマン固有法においては相殺を認められていなかつた。すなわち、ゲルマン固有法における訴訟が一定の文言と儀式に結び付けられた形式にしたがつて進められ、そこにおける審判人は、ローマ法

と同様に、反対債権を考慮する権限を有していなかったからである。⁽⁴²⁾ もいた、原告の訴訟が結審するまでは被告の反対債権による反訴に原告が応ずる必要がなかったこともその理由とされている。その後、ゲルマン固有法の衰退とローマ法の影響の増大とともに、一六世紀後半には少なくとも相殺はローマ法に準じて一般的に認められることになった。

地方法法典のうち、自然法的な影響を最も強く受け、ローマ法を完全に排斥しているといわれている⁽⁴³⁾ A L R (プロイセン一般ラント法、一七九四年施行)は、相殺に関して次のように規定している。

Theil I. Tit. 16, § 301 「相殺を法的に基礎づける債権が発生すると、直ちに債務も相殺が及ぶ限りで消滅する。」これは、おそらく、当時広く承認されていた Martinus の見解を採用したものと思われる。⁽⁴⁴⁾ また、このような相殺を生ずるための要件は、ローマ法同様に、相互対立性、両債権の目的的同種性、弁済期の到来、債権の明白性 (Liquidität)，そして相殺を禁ずる例外規定が存在しないこと、であった。⁽⁴⁵⁾

文言上は当然消滅を規定しているかのように思われるこのA L Rのもとにおいて、しかし、実際の訴訟では当事者は相殺を主張しなければならないとされていたようである。⁽⁴⁶⁾ 理論的にいえば、「ipso jure=人の行為なしに」の命題のもと、相殺は法律上当然に生ずるものとして、さらには訴訟においては当事者がいわゆる主張しなくとも裁判官は当然に反対債権の存在を認識できるものであるから、これによつて相殺は宣言されると考えられていた。しかし、実際上、裁判官は当事者の何らかの主張がなければ反対債権の存在を知ることはできないのであり、それゆえ当事者の主張が必要とされていたのであった。そこで、このような理論と実務との乖離に初めて目を向け、訴訟上相殺の主張が必要であるとの理論的根拠を提供したのが Hasse であった。彼は次のように主張する。⁽⁴⁷⁾ 同一当事者間で互いに債権を有していたとしても、それぞれが請求しあうということは一般に認められる。しかし、その両

債権が同種の目的に向けられているならば自己の債務の履行を強制されることはない。仮にそれが認められるるとすると無駄な弁済のやりとりをすることになり、自己の給付物を取り戻すことと同じことになってしまい、衡平に反するからである。ただし、このような関係は、被告が訴訟上相殺を有効に主張し、裁判官がこれを認めることがよってはじめて生ずるのである。なぜなら、相殺は弁済と同じ効力を生ずるものであって、これとの対比において考える以上、訴求債権に対して被告はすでに弁済したことを主張立証しなければならないのと同様、相殺も訴訟上これを主張立証しなければならないからである。他方、相殺の効果は、原告の債権が利息附帯債権であって、被告の債権が無利息債権ないし原告のそれよりも低利であった場合のように、被告が利益を有しているならば、相殺適状時にまで遡及しなければならない。あたかもその時点からもはや債務を負っていないのと同じ状態にあるからであり、この意味で *ipso jure* が妥当することになるとする。⁽⁵³⁾ いのちとして、Hasse は *ipso jure* の意味を効果発生に限定することによって、相殺を裁判上主張しなければならないとすることとの調和を見いだしたのであった。⁽⁵⁴⁾ これは学説においても直ちに受け入れられるところとなつた。実際問題として裁判官は当事者の何らかの主張がなければ反対債権の存在を知り得ないという実務上の要請のみならず、相殺するかしないかの自由が与えられるべきであること、当然消滅主義では連帶債務者の一人が債権者に反対債権を有すると直ちにほかの連帶債務者も解放されることになるが、これはその場合にも連帶債務は存続し続けるとするローマ法に反するし、実際上も受け入れることができないこと、および当事者の一方ないし双方が複数の債権を有していた場合に、当然消滅主義では債権発生の古い順に相殺がなされいくことになるが、どの債権を相殺に供するかは当事者の選択に委ねられるべきであるとする実務界の要請に適うものであるとの理由であったものと考えられる。⁽⁵⁵⁾ ところが、相殺適状によつて両債権は直ちに消滅するものではなく、裁判上の主張を必要とすることをどのように

に理論構成するか、裁判上の主張がどのような意味を有するのか、さらにはそれによって相殺適状がどのような意味を有するになるのか、については各論者によつて見解が異なるようである。

(I) Sintenis説

相殺するかどうかは対立している債権を有している当事者の意思にからしめられるものであり、したがつてその当事者から有効に主張しなければならない。その方式は、Exception（抗弁）⁽³³⁾、あるいは、場合によつては相手方の反対債権に対抗するためのReplik（再抗弁）である。この方式によつて有効に主張されると、相殺の本質に基づいて、弁済と同様に、相対立する債権は相殺適状時に消滅したものとみなされる⁽³⁴⁾。

(II) Koch説

取引の実情および当事者の意思からして、相殺は相殺適状という事実によつておのずと生ずるものではなく、一方当事者の意思に基づく行為によつて生ずるものである。相殺をするという債務者の意思表示があるまでは相殺は行われないし、いわんやそれまでは効果も問題とならない。しかし、ひとたびそれがなされると債権はipso jureに消滅し、しかも相殺適状時に遡つてその効果が生ずることになる。これは原告が差引をしてから請求しなければならなかつたにもかかわらず全額請求してきたことに対する悪意の抗弁に基づいて認められる遡及効である⁽³⁵⁾。

(III) Andts説

相殺は、債権者が自己の債務者の債務者であるという事実によつて生ずるものではなく、債務者に依存するものである。債務者が相殺を行うと、裁判官は請求棄却なしし減額した認容判決を言い渡さなければならない。原告の債権の全額ないし一部消滅の効果は相殺適状時から生ずる。その時点で相殺権、すなわち債権消滅なしし減額のEinrede（抗弁）が発生するからである。その結果、相殺適状時点から利息は生ぜず、その限りで遅滞も許される

ことになる。⁽⁵⁸⁾

(IV) Seuffert説

Arndtsの見解に依拠しつつも、相殺適状時から債権消滅という効果が生ずるのは、*ipso jure*に効果が生ずると法諺が述べているからであるとする。⁽⁵⁷⁾

(V) Puchta説

相殺適状によつて両債権は全く影響を受けないが、債務者が抗弁によつて（*ope exceptionis*）相殺を主張すると債権消滅の効果が生ずる。しかも、これは相殺適状時点であたかもそのような主張があつたかのように生ずる、つまり、*ipso jure*に消滅したものとみなされる。⁽⁵⁸⁾

これらの見解は、相殺適状によつて債権が当然消滅するということを克服するために、相殺は裁判上主張しなければならないということに主眼がおかれているようである。そこでは、相殺は当事者の主張があつてはじめて行われること、および、これによつてなされた相殺の効力は相殺適状時から生ずることでは一致している。このことから、相殺適状時点以後の利息の発生が止められ、履行遅滞・違約罰を生じさせないという結論が導かれることになる。このような、当事者の行為によつて相殺が行われることと、相殺の効果である債権消滅が相殺適状時に発生することとの関係の説明は、しかし、一致していないようである。遡及効が明確に述べられる場合もあるが、多くは*ipso jure*から当然のことと考えられていたのではないか。したがつて、相殺適状によつて両債権は全く影響を受けないと明言するPuchtaですが、相殺適状後の弁済に対して非債弁済に基づく返還請求権を認めるのである。⁽⁵⁹⁾ もいに、また、相殺が債務者の意思にからしめられているとはいえ、その意思の発現形態は訴訟での申

立、あるいは相殺を求める訴えの提起に限られていた。すなわち、相殺契約を別にすれば、相殺は裁判上においてのみ行なうことができる」と考へられていたのであり、結局、相殺の効力は *ipso jure* に生ずるとしても、その効果発生のためには *ope exceptionis* によるべきであると考へられていたのである。⁽¹⁵⁾ このような、相殺は相殺適状といふ事実によって生ずるものではなく、相殺するという当事者の意思の表明によって生ずるとするこれらの見解にあっても、すでに相殺適状時点で債権は消滅するが、このことを訴訟上主張しなければその効果を主張できない、その意味で裁判官はいわば宣言的判断を下すのか、あるいは訴訟上の主張によって、その時点ではじめて相殺が行われる、つまりその意思的行為によって相殺が行われ、その効果が遡及すると考えるのかは判然としない。⁽¹⁶⁾

こののような状況の中、訴訟上の主張と裁判官が相殺認容判断を下すことによってはじめて相殺が行われ、その効果は相殺適状時から生ずると主張する有力な見解が現れることになった。しかし、裁判官の判断によってはじめて相殺が行われるとなると、何ゆえに相殺適状時から債権消滅という効果が生ずるのかといふことも問題となり、ひいては相殺適状の意味も問われることになるので、この点も含めて紹介することにする。

(VI) Dernburg説

そもそも相殺は一方債務の履行が不公平であることから認められたものである以上、相殺適状時点ですでに両債権が消滅したとまでいいう必要はないとして当然消滅主義を排除し⁽¹⁷⁾、さらに、債務消滅原因である弁済はこれを証明し、裁判官がこれを認容しなければならないのと同様に相殺も考へるべきであること⁽¹⁸⁾、および相殺するかどうかの自由を与えるべきことなどを理由として、当事者の訴訟上における主張を必要とする。⁽¹⁹⁾ したがって、たとえ反対債権の存在が明らかであっても、当事者の申立てがない限り裁判官は相殺する権限を有しない以上、相殺することはできない。さらに、当事者の相殺しようとする意思が裁判上あるいは裁判外で表示されたとしても、相手方がこれに

同意しない限り、それのみでは何ら影響を及ぼすものではない。相殺は裁判官の判決によつてなされるものであるからである。すなわち、裁判上当事者が相殺を主張することと、それを認める判決が下されることによつて相殺が行われるのである。⁽⁶⁵⁾ところが、このようにしてなされた相殺の効果は相殺適状時に遡及することになる。相殺を認容する確定判決がなされても、それまでに発生した利息を請求させることは不合理であるからである。そこで、相殺適状によつて当然に相殺する権利、つまり相殺の抗弁権が発生するとする。権利者がこの抗弁を行使すると相対立する債権の効力は相殺適状時点から効力を失うことになる。この結果、その時点からの利息は発生せず、履行遲滞や違約罰の責めを負うこともない。⁽⁶⁶⁾しかも、さらに、この抗弁権は特別なものであつて、通常、抗弁は訴訟上認められることによつてその効力を生ずるものであるが、この相殺の抗弁は相殺適状時点からもはや債務を強制されることはないという効果を生ぜしめるのである。それゆえ、この抗弁を知らずに債務者が弁済した場合、債務者は給付物を取り戻す権利 (condictio indebiti) ⁽⁶⁷⁾ が与えられるとする。

この見解を取り戻す権利 (condictio indebiti) がWindscheidによつて説かれるのがWindscheid説である。

(VII) Windscheid説

相殺適状が生じた後にも一方当事者は自己の債権を相殺に供するか、あるいはほかの方法によつて実現するかの自由を有している。しかしながら、その時点から両債権には抗弁が付着することになる。これは再び返還しなければならないものを要求するというシカーネに基づくものである。⁽⁶⁸⁾すなわち、本来、債権者は戻さなければならぬと請求できないはずなのである。債権に付着したこの抗弁は、これによつて債権者の取立権が阻止されるに止まらず、効果面からすると債権を消滅させるものである。したがつて、債務者がこの抗弁を知らずに弁済した場合、その弁済を非債弁済として返還請求することが可能となるし、さらにはその時点から利息発生が止められ、履

行遲滞や違約罰も発生しない⁽¹⁾。そして、債務者が相殺の抗弁を主張し、裁判官がこれを認容することによって両債権は終局的に消滅することになるとする⁽²⁾。しかし、債務者が相殺の抗弁権行使せず、あるいは反対債権が相殺に供される前に消滅した場合、債務者が債権者の債権に相殺の抗弁が付着していたことをもつてして、自己に有利に主張することはできない、つまり債権者の債権の効力が阻止されていることを主張することはできないとする⁽³⁾。

（Ⅴ） Eisele説

ローマ法の法諺である ipso jure compensatio という言い回しは不可能であるとの基本認識から出発する。⁽⁴⁾ まことに、相殺適状によつて当事者には相殺する権利が発生するが、これは主張されなければならない⁽⁵⁾。そして、この主張が権利関係の変更を目指すものであることから、相殺の主張は意思表示であるとする⁽⁶⁾。この意思表示が裁判上ないし裁判外で主張され、相手方が同意すれば相殺契約が成立することになる。これに対し、相手方が相殺を拒絶した場合には裁判官が相手方の意思を補う。裁判官の意思的行為のみが相手方の欠けた意思表示を補うことになるのである⁽⁷⁾。このようにして、相殺は相殺契約によるか、裁判によって行われるかのいずれかの方法によることになる。そして、裁判上の相殺の場合、この時点から債権消滅の効果が発生することになり、相殺適状による互いの債権に対する影響を否定し、かつ遡及効も認めない。そこで、利息が相殺適状後に発生しない理由を衡平の観点に求め、適状後の弁済を非債弁済とすることも、反対債権を主張することによって弁済を免れる可能性というものから理由付けられるとする。すなわち、保証人が主たる債務者に属する反対債権を相殺に供し得る可能性を行使することができると同じ様に、相殺され得るにもかかわらずいまだ相殺されないがゆえに非債となるとする⁽⁸⁾。

このようにして、おそらくは、相殺適状によつて債権は消滅するも、これを裁判上主張しない限り効果が発生し

ないとする見解、すなわち、当事者の主張によつて相殺が行われるも、その効果は相殺適状時から生じているとする見解に対し、相殺が当事者の主張とその認容判決によつてはじめてなされるとする見解が有力に主張されていたにもかかわらず、この見解の対立はそれほど深刻なものではなかつたようである。⁽¹⁸⁾ 第一に、相殺適状によつて両債権が消滅するという当然消滅主義をまずは否定するといった共通認識から出発していること、第二に、いずれの見解を採用しようとも、相殺適状時点から利息の発生は止められ、履行遅滞・違約罰が発生することはないとされる」と、したがつて、第一の点とあわせると両見解は単に説明の差にすぎなくなること、第三に、いずれにしても相殺は訴訟上行われることで一致していたこと、第四に、相殺をするか否かの当事者の意思に重点がおかれるところによつて、相殺は当事者の意思表示によつて行われ、これは裁判外であつてもよいとする立法例・実務が現れたとすることから、これらは相殺論の過渡期の議論としての意味しかなく、直ちに新たな段階へ移行していくことなどがその理由であると推測される。すなわち、この時点では、①相殺は債権消滅という効果を生ずる、②この効果は相殺適状時から生ずる、③したがつて、その時点からの利息は発生せず、遅滞・違約罰も生じない、④しかしこの効果を生じさせるためには、相殺適状といふ單なる事実ではなく、当事者の意思的行為が必要である、⑤また、相殺適状後にそれを知らないで弁済した者は、非債弁済による返還請求権を取得する、といふことが、異論なく認められていたのである。

そこで、次に、このよぶな状況の中、BGB制定のために第一次委員会に提出された債権関係法の部分草案の理由書を中心に簡単にBGBの制定過程を追つていくことにする。

(42) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.266.

- (43) 原田慶吉『ローマ法』（一九六八年、有斐閣）1151頁。レの「既にクヤハ法、Sachsen-Spiegel」によれば、原則として原告の訴訟継続中被告は原告に対する反対債権を申し立てられないが、わいとその訴訟が終了するまでは別訴においてもその反対債権を訴求し得なかつたようである（II・II・I）（なお、本注における条文については、久保正幡＝石川武＝直居淳『ザクセン・ヨーダル ラヘル法』（一九七七年、創文社）によつた）。しかし、両債権が牽連関係を有している場合、原告は被告の反対債権について証明しなければならない義務を負つており（II・七九・II）、これにより原告の訴訟の進行が止められた。このよくな独特な方式によつてforum reconventionis（反訴の法廷）が基礎づけられることになつたのである。しかし、これは反対債権による相殺の問題ではなく、反訴の可能性の問題とやれでいたにあら。
- (44) ヴィタベーハーヴィ著・井良晃志郎訳『ルーハ法制史概説改訂版』（一九七一年、創文社）四四九頁、鶴海純一ほか編・前掲注（40）1111頁〔村上淳〕。
- (45) Dernburg H., Das bürgerliche Recht des Deutschen Reichs und Preußens, § 1./2.Bd., Die Schuldverhältnisse, 3.neubearb. Aufl., Halle a.S. 1905, S.327 Anm.2; ders, a.a.O.(Fn18), S.288. また Thibau, A.F. J., System des Pandekten-Rechts, 5.durchaus vermehrte und verbesserte Ausg., II.Bd., Jena 1818, § 997, S.38ff. 並みのいふべく發べども。
- (46) Bornemann, W., Systematische Darstellung des preussischen Civilrechts mit Benutzung der Materialien des allgemeinen Landrechts, III.Bd., Berlin 1835, S.644f., 654f.; Thibau, a.a.O.(Fn45), § 998ff., S.384ff.
- (47) 相殺は相殺請求による事実による出立のやむなく、一方当事者の意願表示による出立のやむなく、Seuffel 19 Nr.144; 28 Nr.215; 31 Nr.298 など。また、債権消滅の効果は相殺適状時に遡及するとの判示するものゝあり、Seuffel 30 Nr.97 などがある。
- (48) ハトヘルダガーデ、Tyndaritusの見解は誤従したPotheier の趣旨影響のゆゑ、相殺適状による債権は当然消滅するに過ぎないが、ハトヘルダガーデのよりは規定する（一一九〇條）。しかし、このいふ点は直接的に当事者は裁判上相殺を主張しないものもあるかのうては古くから争われ、現在では当事者の主張が必要であるといつて一致してゐるようである（詳しきは、深谷格「相殺の構造と機能（一）——ハトヘルダガーデを中心として——」名古屋大学法政論集一三三三号

（一九九〇年）四七頁^{ウト}参照。

(49) Hasse, Ueber die Compensation und ihre Liquidität, AcP7(1824) S.145ff.

(50) Hasse, a.a.O.(Fn49), S.155ff.

(51) おやいへ、彼は、相殺適状にいたにもかかわらず一方債権が利息と共に訴求された場合、被告が相殺を主張するといふことを主張したに過ぎない、相殺の主張の時点から見ると相殺適状時に逆算されて効果が発生するかのようになるにすぎないと考えていたものと思われる。しかし、相殺適状によって両債権は消滅し、ただそのことを訴訟上主張しなければならないと考えるのか、相殺適状によつて債権の消滅という効果は生ぜず、当事者の訴訟上の主張によつてはじめて消滅効が生ずるのかについては明確な記述がない。相殺適状後に一方債権が訴求され、被告がその不存在について争わないなどして訴求債権が明白になつた後、被告が反対債権を主張して相殺しようとした場合、原告がその反対債権を否認すると訴求債権と同じほどに明白なものとはいえないなる。この場合、原告の訴えは認められる」とになり、被告の反対債権は別の方法で実現されることになると思ふことかぬやむ（S.160）、相殺適状によつて両債権は如何の影響を受けないとも読み取ることができる。しかし、当然消滅主義においてあるのような問題は生ずる可能性があり、これはまさに当時相殺の要件の一つとされた、債権の明白性（Liquidität）の問題であることをふしお、Hasseの主張を、先に述べたよつて、訴訟上主張する必要があるとした点に限定すべきであると言ふべき。なお、このLiquiditätの問題については、河野正憲「不適法な相殺の抗弁とその実体的効果」『当事者行為の法的構造』（一九八八年、成文堂）四五頁^{ウト}、七八四五九頁^{ウト}参照。

(52) Koch, a.a.O.(Fn34), S.738; Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.296ff.

(53) だたゞ、相殺^{ウム}exceptio ～相殺結果の立つものにはならぬ（Sintenis,C.F.F., Das praktische gemeine Civilrecht, II.Bd., Das Obligationenrecht, Leipzig 1847, S.433 Ann.59。）

(54) Sintenis, a.a.O.(Fn53), S.433.

(55) Koch, a.a.O.(Fn34), S.688ff., 728f., 737f.; ders, Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten, Erster Theil, II.Bd., Berlin 1853, S.446 Ann.1, 2.

- (56) Arndts,L., Lehrbuch der Pandekten, 5.vermehrte Aufl., München 1865, S.435f.
- (57) Seuffert,E.A., Praktisches Pandektenrecht, II.Bd., 4.Aufl., Würzburg 1867, S.144 Anm. 2.
- (58) Puchta,F.G./Schirmer,Th., Pandekten, 12. auf Grund der früheren A.F.Rudorff'schen Bearbeitung fortfältig revisierte und vermehrte Aufl., Leipzig 1877, S.444f.
- (59) Puchta, a.a.O.(Fn58), S.44ff.
- (60) 石垣、Koch, a.a.O.(Fn34), S.688.
- (61) Vgl. Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.584.
 ルイ・ダニエル・ド・エゼル、*法理と法規の基礎*、(3)相殺を*ipso jure* と規定する、(2)相殺を*ope exceptionis* と規定する、*ope exceptionis* は效果を生ずるか、(3)相殺を*ope exceptionis* と規定する、效果を*ope exceptionis* と規定するか、*ope exceptionis* と規定するかの類型を明確に分類する。ルイ・ダニエル・ド・エゼル、*法理と法規の基礎* (エゼル,F., Zur Lehre von der Compensation, AcP55 (1872), S.169ff.)
- 相殺の法理と法規の後の戻課を*exception*と規定する、その基準による相殺法 (石垣) 参照。
- (62) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.292.
- (63) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.294.
- (64) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.296f.
- (65) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.529f.
- (66) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.301f; ders, Lehrbuch des Preußischen Privatrechts, II.Bd., Halle 1878, S.228.
- (67) Dernburg, a.a.O.(Fn18), S.584ff; ders, a.a.O.(Fn33), S.177.
- (68) Windscheid/B/Kipp,T., Lehrbuch des Pandektenrechts, II.Bd., 9.Aufl., Frankfurt a.M. 1906, S.461ff.
- (69) Windscheid/Kipp, a.a.O.(Fn68), S.463 Anm.3.
- (70) Windscheid/Kipp, a.a.O.(Fn68), S.464ff.

- (71) Windscheid/Kipp, a.a.O.(Fn68), S.469f.
- (72) Windscheid/Kipp, a.a.O.(Fn68), S.469 Ann.12.
- (73) Eisele, a.a.O.(Fn61), S.204.
- (74) Eisele, a.a.O.(Fn61), S.198.
- (75) Eisele,F., Die Compensation nach römischen und gemeinem Recht, Berlin 1876, S.228, 249.
- (76) Eisele, a.a.O.(Fn61), S.208; ders, a.a.O.(Fn75), S.250.
- (77) Eisele, a.a.O.(Fn61), S.195.
- (78) Eisele, a.a.O.(Fn61), S.194.
- (79) Windscheid, Dernburg, Eiseleの[[前項、回]へ相殺が裁判官の判決によじてだれれぬかを説く]とまことにしたので、各論概説にて相殺をむるのみに理解するか——それはむりみなおれや ipso jure もののようだに理解するかにかかるべしとのればあらが——大おへ異なつてしる。例えは、前二者においては相殺を抗弁として抱えるが、後者は法律行為として抱えるなどである。したがへて、別の分類方法も考へられるやうだが、本稿における相殺がどのように行われるかと云う観点から史的経過を検討するのであるから、本文のよるな分類をしておへりとする。

4 相殺の判例調査

第一次委員会に提出された草案によると、相殺の行使方法およびその効果について次のように規定われていた。

第五章 債務関係の消滅 II 相殺

第2条「相殺は、債権者に対する意思表示によつて行われる。」の意思表示は裁判上あらばは裁判外でなし得る。

相殺は両債権が相殺に適するよう対立した時点において対当額で消滅したものとみなされる。⁽⁸⁾

草案理由書は次のように述べる。当然消滅主義を規定しているかのように思われるオーストリアにおいても実務は債務者の相殺の意思表示を要求し、またドイツ普通法の通説も、さらにはザクセン・チューリッヒ等の最新の立法も相殺の意思表示を要求している。そして、この相殺が行われた場合、この効果の溯及効が受け入れられる。このことからすれば、相殺は当事者の意思表示を条件として、相殺適状時点から消滅したものとみなされる。これを基本的な出発点とすれば、当然消滅主義や、Eisel のように相殺認容判決から効果を生ずるとするのは誤りである。問題はいつからその効果を生ずるかである。Dernburg や Windscheidによれば、相殺適状時から利息発生が妨げられるなどの一定の効果が生ずることになるが、確定的な債権消滅効は当事者の主張があつてはじめて生ずることになる。しかし、この見解によると、当事者が相殺を主張しなければその効果ははじめから生じないことになり、不確定な状態を受け入れなければならないことになってしまふ。これに対して、一般的な見解は、相殺の意思表示を条件としており、この意思表示があつてはじめて債権が一定時点で消滅したと判断される。それゆえ、債権の存在に依存しているすべてのものがその時点から消滅することになる。草案は、この見解が簡潔性という長所を旨すと有しており、しかも近代法の大多数のみならず、普通法上の実務にも一致するものと考える。このことから、さらに、相殺は意思表示によつて効果が発生することになる。当時の通説、あるいは Dernburg・Windscheid が、相殺による両債権の消滅は裁判上の主張と認容判決を獲得する以外に不可能であるとする」とがこれにより克服されることになる。消滅効が一方的意思表示に結び付けられているることは、すでに近代立法がその端緒を切り開いており、実務もこの見解に従うものが見られるということを理由とする。

さらに、相殺適状時点から一定の効果が発生することを否定する、すなわち不確定な状態を受け入れることを否

定することから、相殺適状によつて両債権は全く影響を受けないとする。それゆえ、相殺適状後に一方からの弁済があつた場合、非債弁済として返還請求することはできないとする。債務は相殺の意思表示があるまで有効に存在しているのであり、これを弁済するということはそもそも非債弁済にならない。また、相殺するかしないかは債務者の意思にのみかからしめられていて、この返還請求権を認めるということは、債務者が相殺適状を知つていたなら常に相殺したであろうということを前提としなければならなくなり、矛盾することになるからであるとする。⁽⁸¹⁾

このようにして、草案は、相殺が相殺適状という事實によつて行われるものではなく、当事者の行為があつてはじめて行われるという当時の学説の到達点を受け入れたものといえよう。しかし、さらにそれを越え、裁判外での当事者の一方の意思表示で相殺が行われるとしたのは、当然消滅主義を克服し、相殺するかしないかの自由を認め、相殺の実行を債務者の意思に依存せしめた経緯からして、解釈の発展形態としては当然の帰結であったのかもしれない。そうして、当事者の意思を強調することから、相殺の効果が相殺適状時点で生ずることを否定し、法律関係の明白性をも理由として、相殺の意思表示があるまでは両債権は何等影響を受けないとしたのであり、その結果、相殺適状後の弁済を非債弁済として返還請求することができるとしていた当時の通説を否定することになったのである。このようにして、第一次委員会に提出された草案は、最新の立法と実務に徹底的に追従するものであることが強調されたのであった⁽⁸²⁾。

第一次委員会での審議においては、相殺が意思表示によつて行われるとすることでは一致しており、この点での議論はなかつた。ただ、相殺の意思表示が裁判外でもよいと規定する第二条一項二文を削除することが決定された。これは、法律行為の取消が相手方に対する一方的の意思表示によつてなされると規定していることから、これと

の関連においてあえて規定する必要がないとするものであり、相殺も一方的、かつ裁判外の意思表示で十分であることに疑念は生じないということがその理由であった。そして、ここでの議論の中心は専ら遡及効をいう擬制についてのものであった。すなわち、遡及効を否定し、相殺の意思表示があつた時点から債権消滅効が生ずるべきであるとする提案に対しても、以下ののような理由付けで却下されたのである。遡及効を否定することが草案の趣旨に一致するし、それにより明確な、かつ単一な権利を生み出すことは認める。しかも、相殺の意思表示があるまで両債権は何等影響を受けないとすることとも一致する。それにもかかわらず、実際の必要性から、相殺適状時以後の利息発生を阻止し、遅滞・違約罰を発生させないという効果を導かなければならぬ。そうなると、相殺適状時から両債権は何らかの影響を受け、その時点から抗弁の一種が付着することを受け入れなければならない。そこで、両者を矛盾なく説明するために、草案は両債権が相殺適状時点で「消滅した」とするのではなく、「消滅したものとなす」としたのである。このような遡及効の擬制を用いることによってのみ両者は統一的に理解されるのであるから、遡及効を否定することはできないとする。⁽³⁾

Motiveは次のように述べる。相殺の実行を意思表示にかかるしめることによって、第一草案は現行法に徹底して従うものである。ただ、抗弁の方法で相殺を訴訟上主張する必要がないとする点のみが異なるにすぎない。相殺の効力を生ぜしめるためには、相殺権者の一方的な、かつ訴訟外の意思表示で十分であろう。相殺適状は実体法での意味における抗弁を生じさせるものではなく、なされた相殺が、弁済と同様に、債権者が満足したという抗弁を生み出すのである。相殺がなされるまで、相殺適状によつても両債権は全く手つかずのままで対立している。しかし、これによつて「草案は全く新しい方法を採用したのではなく、普通法の新たな展開に従つたのである」。⁽⁴⁾ 第二草案ではこの点に関する議論はなく、僅かに、一方的な意思表示という方法に従つたことにより「最も簡便な方法

ド差し取る手段が債務者に与えられたるに足らぬ」への誤述が始めに記載⁽⁸²⁾⁽⁸³⁾。

- (82) Schubert, W. (herausg.), Die Vorlagen der Redaktoren für die erste Kommission zur Ausarbeitung des Entwurfs eines Bürgerlichen Gesetzbuches, Recht der Schuldverhältnisse, Teil I Allgemeiner Teil (verfasser: v.Kübel,F.P.), Berlin 1980, S.1073.
（83） Schubert, a.a.O.(Fn80), S.1080ff. たゞ、この前半、例えど、ザクヤン民法は「債権者が相手方に對し裁判上あることは裁判外による相殺の意思表示をしたるべく、相殺は確定する。……」と規定する（九九二条）。判例として、この意表示が裁判外によるものであるとして、SeuffA22 Nr.128.
(84) たゞ、この草案の起草論である v.Kubel の説解を引用しておこう。v.Kübel,F.P., Die illiquidie Kompensationseinrede, Württembergisches Archiv Bd.11(1868), S.12ff; ders, Mittheilungen aus der Rechtsprechung des Obertribunals in Civilsachen, Württembergisches Archiv Bd.12(1869), S.223ff.
(85) Jakobs,H.H./Schubert, W., Die Beratung des Bürgerlichen Gesetzbuchs in systematischer Zusammenstellung der unveröffentlichten Quellen, Recht der Schuldverhältnisse I, Berlin • New York 1978, S.69ff.
(84) Motive zur dem Entwurf eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, Bd. II., Recht der Schuldverhältnisse, Berlin und Leipzig 1888, S.107.
(85) Achilles/Gebhard/Spahn, Protokolle der Kommission für die zweite Lesung des Entwurfs des Bürgerlichen Gesetzbuchs, Bd. I., Allgemeiner Theil und Recht der Schuldverhältnisse Abschn. I, Abschn. II Tit I, Berlin 1897, S.363.
(86) 草案の立場に賛成する者として、Ohnsorgeは、相殺が裁判上行われなければならぬとする相殺の本質に基づいての立場でなく、歴史的な理由から説明せねばならぬだ。相殺が、訴訟上の主張の可能性から問題かい、現在では権利として認められないとかかること、相殺の効果は裁判外の意表示に結ぶ付かぬことなどだぬと主張する（Ohnsorge, Zur Lehre von der Aufrechnung, JherB20(1882), S.288ff.）。たゞ、Lippmannは、相殺が訴訟上に認められないなどの立場から、草案が廻及効を認めたのは当然消滅主義の残滓であ、相殺の抗弁的性格を修正

して法律行為としたるに相殺の効力あるとして草案を批判す（Lippmann, Zur Lehre von der Compensation nach dem Entwurfe des bürgerlichen Gesetzbuches, JherBj32(1893), S.170, 217ff; ferner, ders, Rückwirkung und Rechtsgeschäft der Aufrechnungserklärung, JherBj43(1901), S.435ff.）。

5 BGB制定後の議論状況

」のようにして、BGBが、相殺は一方当事者の意思表示によってなされ、それまで両債権は全く影響を受けずに対立しているが、ひとたびその意思表示がなされると債権消滅という効果は相殺適状時に遡及する、したがってその時点以後の利息・遅滞・違約罰は発生しないという考え方のとに制定されたにもかかわらず、その後、見解の一貫を見るにはほど遠いものがあつた。⁽³⁵⁾

相殺適状による両債権への影響という点に関しては、判例は直ちに立法者の見解に従うことを明らかにした。すなわち、相殺適状によつても「両債権は客観的に全く別のものであつて、無関係に、そして影響を与えずに対立している」と宣言したのである。⁽³⁶⁾

しかし、これに反する学説も有力に主張されていた。例へば、Enneccerusは次のように述べている。相殺適状によつて、債務者は利息・遅滞・違約罰の発生をもはや気が付かんことはなく、債権者は自己の債権が時効にかかることをもはや心配しない。そうであるとするなら、相殺適状時を相殺の効力発生時としなければならないはずである。それにもかかわらず、両債権の消滅が相殺に向けられた意思表示に基づいてはじめて生ずると規定した以上、この意思表示に遡及効を付与する」との二つの問題が解決されるに至る。このことからすれば、不确定状態が生ずることになる。すなわち、相殺適状によつて相殺権が発生し、これを保証人も抗弁とすることができる

るという限りにおいて、相殺適状は両債権に影響を与えるものである。これは相殺適状に重大な意味があることに⁽⁶⁸⁾なる。なるほど、相殺適状と相殺の意思表示とは、両債権の消滅という効果を発生させるための重要な要件であるが、しかし、重点は相殺適状におかれている。なぜなら、それは相殺の意思表示によって債権が消滅するための本來的な基礎を構成しており、相殺の意思表示は、ただ債務から開放されるという意思を表明するにすぎないからである。このことから、相殺適状を知らずに弁済した債務者は不当利得に基づく返還請求権を有することになるとする。

同様に、Oertmannも次のように主張する。すなわち、債権の消滅にとっての本来的な基礎は相殺適状にある。それゆえ、相殺適状によって一定の効果が発生する。これは「相殺権」などと呼ばれるものであって、抗弁権に比肩し得るものである。ただ抗弁権と違うところは、抗弁権が権利行使を阻止するのに対して、相殺権はこれを超えて、債権を消滅させる点である。このように考えてはじめて遡及効や保証人の抗弁権の説明が可能となる。そして、さらに、相殺適状後の弁済は非債弁済として返還請求権を基礎づけることも可能であるとする。⁽⁶⁹⁾

これらの見解の対立に加え、さらに、両債権への影響は認めるが、相殺適状後の弁済を非債弁済として返還請求させることまでは認めないとする、両者の中間的な考え方も存在する。Kohlerは、相殺適状によって両債権は制限されることになるとする。すなわち、相殺適状という事実によって、債務から開放される権能が与えられ、このような経済的地位を取得することになる。この状況は、まさに自然的な影響であり、このことから一方債権の譲渡の場合の相殺可能性などが導かれるとする。⁽⁷⁰⁾

Strohalは、相殺の意思表示があるまで双方の債権が存続しているということから、相殺適状が両債権に影響を与えないということは導かれるものではないとし、その時点で自己の反対債権を放棄することによって最終的に債

務から解放されるという決済権 (Abfindungsrecht) が発生するとする。この負担は債権を弱体化せしめるが、これを治癒するには自働債権が消滅した場合のみであり、受働債権の譲渡や差押によつては治癒されないとする。

Endemann は、相殺適状は両債権の消滅原因を含んでおり、相殺の意思表示による消滅を受け入れさせるものであるから、それによつて生ずる不確定状態を受け入れることになる。このように考えることによつてのみ、保証人の抗弁権発生、時効にかかる債権の相殺可能性などが説明できることになるとする。⁽²³⁾

Reichel は、BGB が相殺を当事者の意思に依存せしめたが、これは相殺するかどうかだけを当事者の意思にかからしめたものであり、効果発生時期は相殺適状時に明確に確定されている。このことからすると、実際に相殺の意思表示をした日時は全く不要のことである。この限りで ipso jure compensatur が妥当する」となる。それゆえ、BGB における相殺は、意思表示による相殺と当然消滅主義との妥協の産物であり、そうなると、当事者が当然消滅という効果をともなつて相殺するともいえるし、法が相殺の意思表示を法定条件として相殺するともいえることになる。⁽²⁴⁾

結局、これらの中間的な説は、Oertmann の言葉を借りると、相殺適状時から相殺の意思表示があるまでの間の「不確定状態」を受け入れ、債権の『完全な効力』を打ち破ろうとするもの」である。⁽²⁵⁾

このような状況の中、BGH は、ドイツ帝国に対して有していた金銭債権をもつて通貨改革後に相殺の意思表示がなされた場合、すでに通貨改革以前に両債権が相殺適状にあつたことを理由にこの相殺を認めるに際して、大法廷判決をもつて以下のよきな判断を示した。すなわち、相殺の意思表示の時点で相殺適状になければならないにもかかわらず、一方債権の譲渡・差押の場合にも相殺ができるという例外規定が存在する。これは、相殺適状に対する信頼、すなわち、経済的にみれば相殺適状によつて債務者はもはや債務を負つていないと考えるし、相

殺によつて消滅する債権を有していゝ者はもはや自分が債権者であるとは考へないといふ信頼を保護するものであるとともに、債権の譲渡・差押という債権者側の後発的事由の発生によつてひとたび生じた相殺権を失わせることとは許されないと考へに基づく。ここで際立たされた相殺適状の一般的意義は、主たる債務者の債権者に対する反対債権が相殺適状にありさえすれば、保証人はこれに基づいて履行拒絶の抗弁権が与えられるという規定においてその真価を發揮する。この場合には、通常であれば相殺の意思表示があつてはじめて生ずる法律効果が相殺適状にあるとこうにすぎない場合にも認められることになるが、これは衡平と利益衡量に基づくものである。このようないふことからすれば、「相殺権を規定するに際し、法は、ある範囲で統一的根本原則から出発したのではなく、むしろ『ipso jure compensatur』の原則と、相殺の意思表示の時点から相殺ははじめて効力を生ずるという、それに対置される原則との中間を求めたのであつた」⁽⁵⁶⁾。

いのうにして、相殺適状による両債権への影響を認める判例が現れたにもかかわらず、学説は、現在においても大きく二つに分かれている。すなわち、第一に、相殺適状によつて両債権は影響を全く受けないとする考え方⁽⁵⁷⁾、第二に、相殺適状によつて、その時点で債権が消滅するという可能性が発生するといし、これにより時効完成後の債権を自働債権とすることが可能となり、さらに保証人が主たる債務者の反対債権を理由に履行拒絶し得るなどの効果が導かれるとする考え方⁽⁵⁸⁾、そして、第三に、相殺適状の両債権に与える影響をもとに強く認め、相殺適状後の弁済に対して非債弁済による返還請求権が認められるとする考え方⁽⁵⁹⁾⁽⁶⁰⁾である。

(57) Oertmann, a.a.O.(Fn7), S.288.

(58) RGZ. 66, 266(273). 国語レーベル RGZ. 120, 280(283); 124, 155(158f.) など。BGB制定後、学説として直むどり

- (88) Ennecerus,L./Lehmann,H., Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts, Recht der Schuldverhältnisse, 13.bearb. Aufl., Tübingen 1950, S.273.
- (90) Oertmann, a.a.O.(Fn7), S.288, 294f. たゞ、同様に「相殺後」意即は「相殺後」の債権が成立する。したがつて、債務者が「相殺後」の債権を譲渡・差押の場合は、債権者が「相殺後」の債権を譲り受けたものと見なされる (Dernburg, a.a.O.(Fn45), S.328f.)。
- (91) Kohler,J., Die Aufrechnung nach dem Bürgerlichen Gesetzbuche, ZZP24(1898), S.32ff.
- (92) Strohal,E., Planck's Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch nebst Einführungsgesetz Bd.II, 1.Hafte, 4.völlig neu bearb. Aufl., Berlin 1914, S.523.
- (93) Endemann,F., Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts, I.Bd., 8.neu bearb. Aufl., Berlin 1903, S.824f. 同上
- (94) Reichel,H., Rückwirkung der Aufrechnung gegen Fremdgeldforderungen, AcP126(1926), S.320f.
- (95) Oertmann, a.a.O.(Fn7), S.288.
- (96) BGHZ. 2, 300.
- (97) Heinrichs,H,(Redakteur), Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch [v.Feldmann,B.], Bd.II., Schuldrecht • Allgemeiner Teil, 3.Aufl., München 1994, S.1524; Alff,R./Ballhaus,W./Weber,R., BGB-RGRK [Weber,R.], Bd.II., 1.Teil, 12.neubearb. Aufl., Berlin • New York 1976, Vor § 387 Nr. 5, 13; Palandt, Bürgerliches Gesetzbuch, 35.neubearb. Aufl., München 1976, S.396.
- (88) Larenz,K., Lehrbuch des Schuldrechts, Bd. I., Allgemeiner Teil, 14.neubearb. Aufl., München 1987, S.264; Soergel,H.T., Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, Bd.Z/1, Schuldrecht I/1, 11.neubearb. Aufl., Stuttgart Berlin Köln Mainz 1986, S.1800; Esser,J./Schmidt,E., Schuldrecht, Bd. I., Allgemeiner Teil, Teilband 1, 7.völlig neubearb. Aufl., Heidelberg 1992, S.303.

(3) Blomeyer,A., Allgemeines Schuldrecht, 4.durchgesehene und ergänzte Aufl., Berlin und Frankfurt a.

M. 1969, S.247; Staudinger's Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen, Bd. II, Recht der Schuldverhältnisse, Teil I, 10./11., neubearb. Aufl., Berlin 1978, S.410f., 450.

(3) 第一説と第二説との違ひはそれほど大いなものではなくむろむろある。訴訟完成前に相殺適状にあればそれを自衛債権として相殺に供することができるが、相殺適状によって保証人には履行拒絶の抗弁権が与えられるならば、必ずしも認められるのである。ただ、それを相殺適状の効果とするか、特別規定とするかの違ひのようにも考えられるからである。

しかし、ドイツや米両説は明確に区別されており、また、本稿においては、まさに相殺適状の効果を正面から認めることで相殺における意図表示の採用と関連するか否かとの観点から論ずるのみである。このようないくつかの分類を試みた。また、必ずしも相殺を自己の債権に対する質権なし担保権と構成する立場から、相殺適状によつてあるのやいかんな権利が発生するにいたり（たゞしば）、Weigelin,E., Das Recht zur Aufrechnung als Pfandrecht an der eigenen Schulden, Hannover 1904, S.12; Bötticher,E., Die "Selbstexekution" in wege der Aufrechnung und die Sicherungsfunktion des Aufrechnungsrechts, FS. f. Schima, Wien 1969, S.100f. など）、その意味で既債権は影響を及ぼさるといふのであるが、これは相殺の本質論と結び付く問題であり、一概に取り扱わることは妥当でないと考えらるべきである。

だが、現在、ドイツにおいて、相殺適状が両債権に与える影響を、相殺適状後の弁済に対する返還請求権、執行異議訴訟終了後になされた相殺がその訴訟継続中に相殺適状にあった場合、一部請求と反対債権による相殺の可否、あるいは被告の反対債権である損害賠償請求権の算定基準と遡及効の問題に分けて考察する論稿として、Dietrich,P., Die Aufrechnungslage, AcP170(1970), S.53ff がある。

III 結びにかけて

以上、みてきたように、ドイツ普通法学説における問題提起からのGGBの制定過程までのおよそ半世紀ばかりの

間に相殺は大きな変化を受けることになった。当初は当然消滅主義を採用していたものの、相殺を裁判上主張しなくともよいとすることに対する批判に端を発し、実際問題として訴訟において当事者の何らかの主張がなければ裁判官は反対債権の存在を知り得ないという理由により、まずは裁判上の主張が必要とされることになった。このような当然消滅主義を克服するに際しては、相殺が債務者の意思にからしめられるものであることが強調され、その結果、債務者の意思表示が重要な意味を有することになった。しかし、相殺適状の時点から利息は発生せず、滞滯・違約罰の責めを免れねばならないという、これまた実際上の必要性とこれを認めないことの不當性からして、両債権消滅という効果は相殺適状時から発生するということも不動のものと考えられていた。したがって、問題は両者の関係をどのように理論的に説明するかであった。

当初は、相殺に債務者の行為が必要であること、すなわち、当然消滅主義の克服に主眼がおかれていたせいか、両者の関係についてまで厳密に理論構成されているとはいえたかったようである。すなわち、相殺適状によって債権消滅効が生じているが、これを裁判上主張しなければならず、この意味で、相殺が当事者の主張によって行われるにせよ、その効果はそれ以前の相殺適状時におかれることになると考へるのか、あるいは、当事者の主張によってはじめて相殺が行われ、ただその効果は、利息発生を阻止するなどの実際上の理由から、相殺適状時に遡及すると考えるのかは判然としない。しかし、相殺適状後の方の弁済を非債弁済として返還請求することができると思えられていたことから、相殺適状が重大な意味を有していたと思われ、この点、古い ipso jure compensatur という当然消滅主義の観念にいまだ縛られていたとも評し得ることになる。次いで、相殺が裁判上の主張と裁判官による相殺認容判決によってなされるとする見解にあっても、やはり効果発生は相殺適状時点となることになる。そこでは、相殺適状によって債権消滅という抗弁権が発生するということが理由とされる。すなわち、相殺適状によつ

て生ずる債権消滅という効果は、後に相殺の意思表示がなされることを法定条件とすると考えるのである。これらの説にあっては、現在考えられている意味で、相殺の効果が遡及するとしているのではなく、相殺適状によつて生じた効果を主張しなければならない、あるいはそれを確定するために当事者の主張と裁判官の認容判決を得なければならぬと考へていたのであり、相殺の主張、あるいはさらに認容判決によつて相殺が行われるも、その時点から見るとすでに過去の時点である相殺適状時から効力を生じている、その意味で効果発生が逆戻りしているかのようにみられると考えられていたのではないか。

これに対しても、より簡易に、当事者の一方の意思表示によつて、しかも裁判外の意思表示によつても相殺が行われるとする立場が現れた。これは相殺を徹底して当事者の意思にからしめようとするものである。したがつて、相殺適状による効果発生をいつさい否定することから出発することになる。これにより、相殺適状時から生ずる不確定状態が除去され、法律関係が簡明になる。しかも、これはさらに、當時広く認められていた、相殺適状後の弁済に対する返還請求権をも否定しきることになるのであるが、このことも古い当然消滅主義を排除し、法律関係の明確化に資することになる。⁽¹⁰⁾ところが、いずれにしても相殺適状時からの利息等の発生は阻止しなければならないものであることから、遡及効という擬制を用いらざるを得なくなつた。しかもその根拠はもはや「衡平」以外にならざることになる。⁽¹¹⁾結局、このようにして、当然消滅主義の完全な排除、すなわち相殺を徹底して債務者の意思に依存せしめることをもくろんでなされた立法作業も、遡及効を用いることによつて、BGHが正鶴を射たように、当然消滅主義と意思表示主義の両者の中間をいくことになつてしまつたのである。⁽¹²⁾

このようにしてみると、相殺適状によつても両債権は全く影響を受けることなく完全に独立して存在しているといふことは、相殺の意思表示があるまでの法律関係の簡明さと、相殺適状後の弁済を非債弁済としないということ

に焦点があてられているといつても過言ではなく、相殺が意思表示によって行われるということから直接的に導き出されるものではないといえそうである。しかも、立法者の見解が必ずしも当時の学説の支持を受けたものではなく⁽¹⁰¹⁾、その結果、現在においても学説が対立状況にあることはそのひとつの証左となり得よう。結局、相殺を行なうにつき意思表示を採用したとはいえ、未だ当然消滅主義の影響を色濃く残しており、当然消滅主義と完全に訣別しているとはいえない⁽¹⁰²⁾のである。さらに、相殺適状前であっても相殺に対する期待が認められ、一定の場合に相殺を主張することができるとされていることからすれば、そもそもこの期待保護と、相殺が意思表示をもってはじめて生じ、それまでは全く相殺の影響がないとする」ととは調和しないことにもなる⁽¹⁰³⁾。このことからすれば、日本法における相殺も再考の必要性があるといえよう。

本稿においては、さしあたって、ドイツ普通法学説を中心に、相殺適状の両債権に与える影響についての紹介を試みた⁽¹⁰⁴⁾。これにより受けた示唆を具体的に検討していくことを今後の課題としたい。

(101) すでに述べたように、とくに、第一委員会での審議において、遡及効に関連して、債権は相殺適状時に消滅すると規定しているのではなく、相殺適状時に消滅したとみなされるということが強調されていた（前掲注（83））。このことからすれば、立法者は相殺の意思表示があった時点から効果も生ずるということを基本認識として有しており、ただ、利息の発生を阻止せんがために遡及効を用いたとも考えられることになる。

(102) 遠及効が、このようにして、「衡平」から認められることからすれば、債務者の自働債権が損害賠償請求権であって、しかもその額が高騰を続けている場合に遡及効を否定し、相殺の意思表示の時点を基準点とする判例（BGHZ 27,123）が現れたことは、ある意味で当然の帰結ともいえよう。

(103) これは推測の域をでないのであるが、相殺の史的展開をexception概念の変遷と関連づけてみると問題解決の糸口

があるのでなかろうか。

争点決定前になされる必要があるのが、結婚おどに主張されねばならぬのかは別として、ローマ法時代に相殺が認めるにしても、それは必ず当事者の申立が必要であつたことは想像に難くない（v. Vangerow, a.a.O. (Fn30), S.352.）。その意味で、反対債権の主張は被告の防禦方法、すなわち、*exception*であつたといふ。ところが、廿世紀においては、*ipso jure* の誤解、あるいは過度の強調によつて、訴訟上において当事者は主張しなくともよいとする見解が支配的となつた。相殺適状により両債権は消滅し、この効果は絶対的に生じており、しかも訴訟における主張する必要がない、裁判官が当然にその事実を斟酌しなければならないとされたのである。

これに対し、一九世紀にはいると、仮に実務上の要請からであるにせよ、当事者の申立が必要であることが Hasse によって提倡され、受け入れられてくることとなるのである。すなわち、第一期は *ope exceptionis* が確立され、承認された時期となる。しかし、一九世紀前半は、当然消滅主義がいまだ影を色濃く落としていた時期であり、しかも *exception* 概念全体も非常に混乱していた時期でもあつたため、相殺適状と当事者による主張との間の関係については議論してゐるやうである。やがて v. Savigny による *excepitio* の存在意義が肯定され、明確な概念が制定される。v. Savigny, F.K., System des heutigen römischen Rechts, Bd. V., Berlin 1841, S.160ff., insb. S.179ff.)、「exception はそれを基盤に展開されるべきだ」。また、v. Savigny の誤解を承継した Windscheid によれば、原告の請求権 (Anspruch) を否定しつゝもその効果の貫徹を阻止する事実が *Einrede* (in materiellen Sinne) である、これは当事者が援用しなければ裁判官はこれを斟酌する必要がない、まだ当事者がこれを放棄すれば Anspruch はその效力を完全に回復するに至るとする (Windscheid, B./Kipp, T., Lehrbuch des Pandektenrechts, Bd. I., 9. Aufl., Frankfurt a.M. 1906, S.202ff.)。やがて、これは相殺における誤解、すなわち、相殺適状による *Einrede* が付着し、それが相手方の有する債権の效力は阻止められるに至るに至る結果となる。すなわち、相殺が抗弁 (Einrede) によって認められたのである。因縁の Dernburg の *Exception* (= *Einrede*) が、訴権 (Klagerecht) による防禦を目的とする反対権 (Gegenrecht) やむ、訴権の效力を消滅させる理由である。

し、これが訴訟上主張しなければならぬこと」（Dernburg,H., Pandekten, Bd. I., Allgemeiner Theil, 6. verbesserte Aufl., Berlin 1990, S.315ff.）相殺に関しては、単なるEinrede以上の効果を認めるにせよ、相殺適状なるべくEinredeが生じ、これが訴訟上主張しなければならぬことである。ところなく、WindscheidやDernburgによれば、EinredeなるExceptionとは相手方の債権の効力を阻止するものであら、そして相殺適状といふ事実はまわりにれいを発生させるものであるから、その時点からの一定の効果発生を認めることになるのである。そして、抗弁である以上、当事者の主張だけでは効力を生ぜず、裁判官がこれを認めることによってはじめて効果が生ずることになる。したがつて、相殺を行う要件が当事者の主張と裁判官による認容判断となることになるのである。これに対し、v.Savignyを批判する立場から、actioの不完全な消滅、ならしある事実が不完全な效力しか生じないとするのを否定するEiseleによれば（Eisele,F., Die materielle Grundlage der Exceptio, Berlin 1871, S.129）、相殺適状によつても、いかがい効果は生ぜず、相殺の主張と裁判官の認容によつてはじめて相殺が行われ、その時点からの効果が生ずるとの結論が導かれる」となるのである。

いのうにして、相殺を抗弁ないし抗弁権として把え、その抗弁権の理解に則して相殺を説明するのが第二期であるとするなん、BGBの立法段階の立場が第三期となる。当時、形成権なる用語もいまだ使われていないのであるが、取消権との対比を用いられたりしながらも、相殺を意思表示、しかも裁判外の意思表示でよいとすることは、結果的に相殺権を抗弁権構成することから形成権的構成へと移行することになつたのである（解除権・取消権が形成権として、すなわち裁判上から除外であるかにかかわらず、当事者の一方の法律行為によつて法律関係を形成し得る効果をもつた権利として構成されていく過程については、本田純一「近世ドイツ立法史における形成権の基礎」一橋論叢七四卷二号（一九七五年）二二二頁以下がある。そこでは、その理由として、迅速性・訴訟経済・自由主義思潮の三点が挙げられている。なお、ほかに、形成権概念については、永田真三郎「形成権概念の成立過程」関西大学法学論集二三卷四・五・六合併号（一九七四年）五一七頁以下、同「形成権理論の展開（一）」関西大学法学論集二六卷二号（一九七六年）二六一頁以下、同「形成権概念の位置と構造」関西大学法学論集二六卷四・五・六合併号（一九七七年）七九九頁以下、などがある）。これを

はたして立法者が自覺的に行つたかどうかは留保せざるを得ないが、仮に今までの推論が当を得たものであるならば、再度検証すべきは、抗弁権概念が実体法的要素と訴訟法的要素に分化していった過程であることになる（なお、抗弁権概念について、坂口裕英「サヴィニーおよびヴィントシャイトの抗弁に関する理論について」『抗弁権』と『抗弁』の分化——」名城法学一五卷一・二合併号（一九六五年）七六頁以下、永田真三郎「抗弁権概念について」関西大学法学論集二二卷四・五・六合併号（一九七三年）五八五頁以下、山崎敏彦『抗弁権の永久性論——権利の現状維持的・防禦的主張と期間制限——』（一九八六年、一粒社）八四頁以下、坂田宏「権利抗弁概念の再評価（一）（二完）」民商一一〇卷四・五号七九五頁以下、六号（以上、一九九四年）九七三頁以下、などがある）。しかし、この点は取消権・解除権といった他の権利とも総合的に検討されるべき問題であるとともに、近時、その有用性が問われはじめた形成権概念の本質・機能をも視野にいれなければならない、さらに相殺の法的性質を弁済なしで代物弁済などと類似のものとみるかどうかといった本質論にも踏み込まざるを得ず、本稿のよくあることではない。したがって、後日あらためて検証する機会を得たいと思う。

(14) 第一次委員会に提出された草案は、その歴代の有力学説であるWindscheidを徹底して拒絶するかと出発点としていた(Jakobs/Schubert, a.a.O.(Fn83), S.700 Anm.4.)。また、(ア)の草案では、債務者の訴訟での申立を要件とした(III-ヘ条11項)(ただし、この規定の理由は、相殺が債務者の意思にかかるしめられるべきであるところ当然消滅主義に対する批判からであり、裁判外の意思表示を否定する)までも意味するものではない(Schuwert,W.(Herausg.), Bürgerliches Gesetzbuch für das Großherzogthum Hessen, Entwürfe und Motive, V.Bd., 4.Abt-eilung(Schuldrecht), Entwürfe und Motive von 1853, Frankfurt/Main 1986, S.161f)⁹)。

(15) すばり前掲注(13)で触れたように、別の見方をすれば、相殺の意思表示を取り消すと同様にみていいとした立法者の立場は、取消権がその後形成権として概念構成されていったにもかかわらず、相殺は相殺適状時点から一定の効果を生ぜるものを得ないものであって、同列に論じられない点で、破綻したともいふべきことになる。すなわち、いずれにあっても廃及効は認められるのであるが、意思表示に瑕疵があつて法律行為を取り消し得る場合であつても、取消権が発生したいと

による効果はその時点では生ぜず、取消の意思表示があつてはじめて効果が生ずる」とになる。これに対して、相殺適状による相殺権発生は、相殺し得ることになるというに止まらず、時効完成後の相殺可能性、保証人の抗弁権発生などの効果を生じさせることになり、取消権などと同一に論ずることができないのである。さらに、後述するように、相殺の場合には、一定の期待を保護するために相殺可能性が認められるが、これは意思表示による相殺と調和せず、この点も取消権とは異なる考慮を必要とするのである。

(106) もらん、ドイツ法においては、自働債権の法的基礎がありさえすれば——もちろん、この法的基礎から具体的に債権が発生し、しかも原則として受動債権よりも先に弁済期が到来することを要件として——相殺に供することができるとしている（拙稿「相殺の期待保護——ドイツにおける判例学説について——」獨協法学三九号（一九九四年）一一一頁以下参照）。いふことからすれば、単に反対債権が成立しているのみならず、具体的にいまだ発生していない場合にも受動債権への影響を認めていることになり、このようなドイツ法にあっては、相殺適状に両債権への影響力を認めることも十分可能となる。

(107) Gernhuber, a.a.O.(Fn 8), S.260.

(108) 相殺の担保的機能に関する限り、近時有力に主張されてくる厳格説は、その基本的な発想点として、両債権の独立財産性を前面に押し出すことによって、対立債権の拘束性を否定することにあるようと思われる（清水誠「いわゆる相殺の担保的機能に関連しての一考察」民事研修一六五号（一九七一年）四一頁以下、同「相殺の担保的機能についての再論」我妻栄先生追悼論文集『私法学の新たな展開』（一九七五年、有斐閣）三六六頁以下、同・前掲注（15）三八六頁以下、など）。したがって、この点についても論及すべきところではあるが、本稿では、とくに相殺適状による両債権への影響を扱うものであり、それ以前の関係については別稿に譲らざるを得ない。